

【別紙】 燃油サーチャージ適用表

| レベル      | 指標燃油価格    | TC1/2 宛       | TC3 宛               |                    |
|----------|-----------|---------------|---------------------|--------------------|
|          |           |               | 遠距離宛<br>(右記以外の TC3) | 近距離宛<br>(香港、中国、韓国) |
|          | (米ドル/バレル) | サーチャージ額(¥/kg) |                     |                    |
| 5        | 55        | 37            | 31                  | 26                 |
| <b>4</b> | <b>50</b> | <b>30</b>     | <b>25</b>           | <b>21</b>          |
| 3        | 45        | 23            | 19                  | 16                 |
| 2        | 40        | 16            | 13                  | 11                 |
| 1        | 35        | 9             | 7                   | 6                  |
| 0        | 30(基準値)   | 廃止            |                     |                    |

1. 額改定適用開始日

額改定時の適用開始は各月の 1 日か 16 日とします。

2. 適用する燃油価格

額改定に関する政府認可申請の際、1 日適用開始の場合は前月 20 日、16 日適用開始の場合は同月 5 日時点で 14 連続営業日以上、上回る/下回る燃油価格(シンガポールケロシン)を原則適用します。

※ 5 日、20 日が非営業日の場合は、その前の最も近い営業日の価格を適用します。

3. 減額及び廃止条件

- ・USD60.00 を 14 営業日連続して下回った場合、¥37、¥31、¥26 に減額
- ・USD55.00 を 14 営業日連続して下回った場合、¥30、¥25、¥21 に減額
- ・USD50.00 を 14 営業日連続して下回った場合、¥23、¥19、¥16 に減額
- ・USD45.00 を 14 営業日連続して下回った場合、¥16、¥13、¥11 に減額
- ・USD40.00 を 14 営業日連続して下回った場合、¥9、¥7、¥6 に減額
- ・USD35.00 を 14 営業日連続して下回った場合、廃止

以上